令和７年１月

大阪府立学校部活動指導員を希望する方へ

１　資格要件

指導員の資格は、次の（１）から（４）をすべて満たすものとする。ただし、大阪府立学校教職員（非常勤講師除く）は、大阪府立学校部活動指導員にはなれません。

1. １８歳以上である者（高校卒程度）
2. 地方公務員法第１６条の各号のいずれにも該当しない者
3. 当該部活動の実技指導に高い技術と指導力を有する者
4. 当該学校の部活動方針を理解し、指導に対して熱意を有する者であり、以下の①から④のいずれかを満たす者
	1. 教員の経験がある者
	2. 学校での部活動の指導経験がある者（外部指導者等）
	3. 当該専門分野の指導者資格を有する者
	4. 当該専門分野の経験や指導経験が通算６年以上ある者

２　登録から採用までの流れ

1. 大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチＯＳＡＫＡ】（以下、【ええコーチＯＳＡＫＡ】）に登録すること。
2. 【ええコーチＯＳＡＫＡ】登録者は、学校（もしくは市町村教育委員会）からの配置希望条件が合致した場合、【ええコーチＯＳＡＫＡ】を通じて直接ご連絡があります。学校長等による選考を経て、部活動指導員として採用され、当該の学校に勤務していただきます。

３　部活動指導員の職務

部活動指導員は学校における教員の部活動指導時間等の軽減が図られるよう、当該部活動を担当する教員と連携し、校長の適切な管理及び指導のもと、次の（１）から（９）に掲げる業務を行う。

1. 実技指導
2. 安全・傷害予防に関する知識、技能の指導
3. 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
4. 用具・施設の点検、管理
5. 部活動の管理運営（会計管理等）
6. 保護者等への連絡
7. 年間・月間指導計画の作成
8. 生徒指導に係る対応
9. 事故が発生した場合の対応

４　部活動指導員の報酬・勤務条件

1. 報酬

１時間あたり　1,600円

1. 勤務時間等

勤務時間は、休憩時間を除き、一日につき7時間45分、一週間につき29時間を超えてはならないものとする。

1. 休暇

年次休暇あり　その他特別休暇

1. 災害補償

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）の定めるところによります。

1. 交通費

実費弁償（通勤の事実の確認及び交通費の決定は、届け出に基づき行います。）

1. 注意事項

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める服務に関する規定（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

なお、具体的な勤務条件については、任用時の勤務条件明示書により確認してください。

５　その他

1. 学校長等の選考時に様式第１号「大阪府立学校部活動指導員　履歴書」、その他必要書類を持参してください。
2. 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、採用を取り消すことがあります。
3. 提出書類は、選考後返却しません。

※市町村教育委員会が実施する部活動指導員については、資格・勤務条件が異なりますのでご注意ください。

【問い合わせ】

大阪府教育庁　教育振興室

保健体育課　競技スポーツグループ

　電話番号０６－６９４４－９３６６

　FAX　　 ０６－６９４１－４８１５